

令和5年度宇佐市情報通信環境整備計画策定委託について、公募型プロポーザルを実施するので、下記のとおり公告する。

令和5年8月21日

宇佐市長 是永 修治

1 業務概要

- (1) 業務名：令和5年度 宇佐市情報通信環境整備計画策定委託
- (2) 業務内容：令和5年度 宇佐市情報通信環境整備計画策定委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間：契約締結の翌日から令和6年3月29日（金）まで
- (4) 業務委託料の限度額（消費税及び地方消費税を含む）
計画策定委託料：金14,000,000円

2 応募資格

- (1) 単体又は2者以上の共同事業体により参加する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告日から受託候補者の決定の日までの間に、本市において指名停止を受けていないこと。
- (4) 受託候補者の決定の日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないと。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - キ 上記アからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
 - ク 宇佐市暴力団排除条例（平成23年7月1日条例第13号）第2条第1項及び第2項に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当しないものであること。
 - ケ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
- (7) 本事業の遂行に必要な資格（役務の提供、物品等の調達及びその他の売払い等）を有していること。

3 その他

「令和5年度宇佐市情報通信環境整備計画策定委託に係る公募型プロポーザル実施要領」による。

4 主催者及び事務局

- ア 主催者：宇佐市
- イ 事務局：宇佐市経済部 農政課 国営事業営農対策係
住所：〒879-0471 大分県宇佐市大字上田1030-1
電話：0978-27-8241
Fax：0978-27-8231
電子メールアドレス：kokuei05@city.usa.lg.jp